

(別紙)

## 水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部 を改正する省令の概要

### 1 現行制度

養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止のため、我が国では、水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「水資法」という。）に基づく輸入防疫及び持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号。以下「養殖法」という。）に基づく国内防疫を実施している。

水産動物の輸入に際し、農林水産大臣の許可が必要となる疾病を、水産資源保護法施行規則（以下「水資法規則」という。）において、「輸入防疫対象疾病」と指定し、相手国の検査証明書を求めている。検査証明書のみによって輸入防疫対象疾病を広げるおそれがないとは認められない水産動物の輸入を許可するにあたり、管理飼育を命ずることができることとされており、その期間は潜伏期間を考慮し、水資法規則に定めている。

また、持続的養殖生産確保法施行規則（以下「養殖法規則」という。）において、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがある疾病を「特定疾病」と指定し、国内で発生した場合に、特定疾病のまん延防止を図るため、養殖水産動植物の移動制限、処分等を命じることができるとされている。

さらに、農林水産大臣は、水資法に基づく水産動物の輸入防疫に必要な限度において、その職員に立入検査をさせることができるとされており、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととされている。当該証明書の様式は、水資法規則において定められている。

### 2 改正の理由

近年、リスクが高い新たな疾病が世界各地で確認される一方で、我が国に輸入される水産動物が多様化し、水産業に重大な損害を与える疾病が我が国に侵入する可能性が従来よりも高まっている。

このため、水産防疫の専門家による科学的知見に基づく疾病のリスク評価を行い、当該評価を踏まえ、輸入防疫及び国内防疫の強化を図るため、水資法規則及び養殖法規則の一部改正を行った。

### 3 水資法規則の一部改正

#### (1) 輸入防疫対象疾病及びその対象動物の見直し

- ①甲殻類疾病である十脚目イリドウイルス病を追加
- ②貝類疾病であるアワビの細菌性膿疱症を削除
- ③エビの潜伏死病の対象動物に甲殻類2種を追加
- ④アワビヘルペスウイルス感染症の対象動物に豪州原産あわび2種を追加
- ⑤甲殻類の分類を最新の知見にあわせ更新

#### (2) 管理すべき期間の一部改正

急性肝臓壊死症について、水資法第14条第1項で定める期間を20日に延長した。

#### (3) 検査証の規定の整備

水資法第16条第1項の規定により立入検査をする職員の身分証明書について、水資法における条項移動等に伴い、所要の改正を行った。

### 4 養殖法規則の一部改正

#### (1) 特定疾病及びその対象動物の見直し

- ①甲殻類疾病である十脚目イリドウイルス病を追加
- ②貝類疾病であるアワビの細菌性膿疱症を削除
- ③エビの潜伏死病の対象動物に甲殻類2種を追加
- ④アワビヘルペスウイルス感染症の対象動物に豪州原産あわび2種を追加
- ⑤甲殻類の分類を最新の知見にあわせ更新